

脱炭素成長型経済構造移行推進機構 令和6年度事業計画

世界規模でGX実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、様々な分野で投資が必要となり、政府試算では、その規模は、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要とされている。

政府においては、その実現に向け、内閣総理大臣を議長とするGX実行会議での議論を踏まえ、GX実現に向けた基本方針の閣議決定、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号。以下「法」という。）の成立、さらには脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の閣議決定等により、「成長志向型カーボンプライミング構想」等の新たな政策の具体化が進められてきた。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、官民でのGX投資を推進する中核機関として、法第30条に基づき、令和6年4月19日に設立認可を受け、同年5月15日に設立登記が完了し、同年7月より業務を開始するものである。

機構は、こうした設立の経緯を踏まえ、2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資を推進することを使命とし、グローバルへの発信も視野に、その業務を行う組織であることから、法第61条第1項及び附則第8条の規定に基づき、令和6年度の事業計画を以下のとおり定める。

1. 民間企業のGX投資の債務保証等の金融支援

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、今後10年間で官民150兆円超のGX投資を実現するためには、「GX経済移行債」による国の支援と併せて、民間金融機関等による積極的なファイナンスが必要となる。

GX分野の中には、大規模かつ長期的な資金供給が必要である一方、技術や需要の不透明性が高く、民間金融だけではリスクを取り切れないケースも存在するため、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）の確立が重要である。

欧米では、これまでに対処したことの無い不確実性を克服するため、公的機関と民間機関が、案件ごとにリスクに応じて、補助金、出資、債務保証などの財政支援と金融手法を提供する方向でGX投資促進策を整備しつつあり、我が国においても、GX投資を新たなアセットクラスと認識して、産業の国際競争力の強化も意識した上で、新たなファイナンス手法を開発・確立していくことが必要である。

機構においても、債務保証や出資等による民間金融機関等に対するリスク補完を行うこととするが、これが公的な資金を活用して行うものであることや、健全な民間金融の発展を図る必要があること等に鑑み、民間がとれるリスクかどうかを踏まえる一方で、リスク補完を行わないことで我が国全体のGXの推進に停滞を招かないよう、取るべきリスクは

しっかり取することを旨として、金融支援を行う。

このため、経済産業大臣が法第 57 条第 1 項の規定に基づき定める脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準において、民間金融機関等が真に取り切れないリスクが存在する場合に、機構は、金融支援を受ける事業の持続可能性のみならず、GX 政策への貢献や民間金融の呼び水効果、新たな金融手法の進展への寄与等を総合的に勘案し、金融支援を行うか否か判断するものとされていることを踏まえ、金融支援を行う際の審査基準を具体化するべく、検討を進め、実施に移していく。

具体的には産業競争力・経済成長の実現や環境改善効果の有無という観点に加えて、人的資本の蓄積や良質な雇用の創出など、社会に対するインパクトという観点も考慮しつつ、支援案件の評価方法について検討を行う。その上で、民間金融機関や政府関係機関等とも連携し、積極的に支援案件の発掘や組成を行い、効果的な支援につなげる。

2. 排出量取引制度の運営や化石燃料賦課金等の徴収に係る事務に向けた検討

機構は、排出量取引制度の運営や化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収等に係る事務の実施に向けて、必要な人員規模、組織体制及びシステム整備等の準備を行う観点から検討を行うとともに、政府とも連携し、排出量取引制度の運営等を迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な体制整備を検討する。

3. GX 推進に向けた調査・研究や企業連携の場の提供

GX 推進にあたっては、上流から下流までのバリューチェーン全体での取組が不可欠であること、不確実性解消のために事業会社・民間金融機関・公的機関・政府等での密接なコミュニケーションが必要であること、GX 関連技術、金融、GX 政策等の知見を有する人材群が十分存在しているとはいえないことなど、企業単体での取組では限界があることを踏まえ、GX に向けた取組をさらに加速させるためには、現状においても、業種を超え、かつ、官民での連携が必要となる。

加えて、将来の法定化が予定されているカーボンプライシングの導入に備え、民間企業の GX 投資をより一層引き出していくため、機構は、国内外の GX 関連の政策、企業、技術、金融等の動向に関する調査・研究を積極的に行うとともに、こうした GX 政策等について、異業種の企業同士が学び合い、共創・連携するための学びの場を提供する。

具体的には、政府関係者、GX 関連技術やファイナンスに係る有識者等を講師として迎え、国内外の政策・金融・産業に係る GX の最新動向・状況の発信を行うとともに、企業連携を行う場として、「GX フューチャー・アカデミー構想（仮称）」を立ち上げ、具体化を進める。なお、この場の運営においては、機構に出資した民間出資者等とも連携する。

さらに、こうした調査・研究の知見やノウハウを機構内に蓄積するとともに、これらを活用して、債務保証等の金融支援業務の案件発掘・組成等にも活かしていく。

加えて、これらの調査・研究での成果や機構における日々の業務を通じた知見等を踏ま

えて、GX実現に向けた経済社会構造のあり方等も検討し、政府への政策提言や国際発信にもつなげる活動を順次実施していく。

4. 気候変動関連開示の推進及び新たな金融手法の国内外への発信

気候変動に関するリスク・機会に関する情報開示を求める動きが高まっている中、気候変動をビジネスチャンスと捉えて、経営戦略に組み込むとともに、世界的な気候変動開示の枠組みであるTCFD開示を通じて自社の取組を投資家等に発信し、評価を高めようとする動きが進展している。

我が国は、TCFD賛同数が世界一を誇るなど、企業の積極的な情報開示により、産業界と金融界の対話が進められており、2019年には民間主導で、TCFD提言に賛同する事業会社・投資家から構成される「TCFDコンソーシアム」（令和6年4月末時点で800社超の会員が所属）が設立され、TCFDガイダンス等を策定し、事業会社と金融機関の対話の場を設けるなど、国内のTCFD開示を推進してきた。

こうした動きを更に加速化させ、日本企業の強みを国際的にアピールすることで、新たな資金調達につなげていくためには、具体的な情報開示の方法や、開示された情報の適切な活用方法について、産業界と金融界が対話しつつ、理解を深めることが必要である。

以上を踏まえ、機構は、TCFDコンソーシアムとも連携し、気候変動関連開示を推進することで、GX分野における資金供給の更なる拡大を図る。

加えて、機構においては、GX分野における新たな金融手法への挑戦（トランジションファイナンス、ブレンデッドファイナンス、インパクトファイナンス等）を実践していくこととしており、こうした挑戦の成果については、国内のみならず、海外政府・金融機関への発信を行うことが極めて重要であり、ホームページでの掲載や国内外ネットワークの構築などを実行する。

5. その他業務運営に関する重要事項

機構は、上記1. から4. までに定めるほか、機構の効率的かつ効果的な組織運営のため、以下の業務を行う。

（1）適切な組織体制の確立

機構の全ての役職員が、効率的な業務運営を実施できるよう、各役職員の専門性に応じた適切な人員配置や業務フローの構築を進めるとともに、必要な内部規程の整備や周知・徹底を行うなど、速やかに適切な組織体制を整備する。

また、機構の金融支援等は、公的資金を活用するものであって、公共性を有する業務であることを踏まえ、全ての役職員について、それぞれの職位・職務におけるコンプライアンスの徹底を図るため、行動規範の浸透を図る。

(2) 適切な広報及び情報公開の実施

金融支援案件の組成に向けて、民間金融機関等が機構の金融支援に関する情報を容易に入手できるよう、ホームページやパンフレットにより効果的な情報発信を行うとともに、前述の「GXフューチャー・アカデミー構想（仮称）」を通じて、国内外の政策・金融・産業に係るGXの最新動向・状況の積極的な情報発信を行う。

また、機構の組織概要、業務内容及び財務諸表等について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び関連法令に倣い、ホームページ等を通じて、適切に情報公開を行うとともに、機構に出資する国に対して、必要な情報提供を行うことにより、業務運営の透明性及び信頼性の確保に努める。

(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減

機構における一般管理費及び業務経費については、不要な支出の削減を図るため、職員に対して、指導を行い、冗費の削減を図る。

また、機構は、その業務の公共性に鑑み、委託、請負及び物品・役務の調達等の契約を締結するに当たっては、公正性及び透明性の確保を図るものとし、その詳細については、財務及び会計に関する規程で定めるものとする。

(4) 情報セキュリティ及び個人情報保護の確保

機構の情報セキュリティを確保するため、役職員の情報リテラシーの向上や、システム上の対応を講ずるとともに、機構が保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関連法令に倣い、適切に管理する。

また、万が一、情報漏洩等が発生した場合に備えて、事実関係の迅速な把握、当該情報の回収、二次被害の回避、原因究明及び再発防止等の対応方針について職員に周知・徹底する。